

事務連絡
令和3年6月8日

都道府県・指定都市
市民活動担当課 御担当者様

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

内閣府NPO法人ポータルサイトにおける特定非営利活動法人の
「役員名簿」「社員名簿」の公表について

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただきありがとうございます。

内閣府NPO法人ポータルサイトでは、閲覧情報のうち、役員名簿及び社員名簿については、個人情報保護への配慮から掲載しないとの運用（平成28年6月8日府政経シ第519号「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の一部施行に伴う積極的な情報の公表について」参照）を行ってきたところですが、今回「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和二年法律第七十二号。以下「改正法」という。)」の公布に伴い、以下の通り運用を明確化することとしましたのでお知らせいたします。

改正法第30条において、所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされました。

これに伴い、内閣府NPO法人ポータルサイトにおいて、役員名簿及び社員名簿についても、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものであれば、掲載することができますので、特定非営利活動促進法第72条第2項に基づき、積極的な情報の公表をお願いします。

御不明な点がある場合には、下記の連絡先までお問い合わせください。

（本件連絡先）

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）付 和智永、小幡、黄川田
TEL：03-6257-1517 mail：npo.cv.m6a@cao.go.jp